

仕 様 書

この委託業務は、会津大学創明寮構内における衛生的な生活環境を維持するために行うものであり、本仕様書及び会津大学業務委託共通仕様書に基づき実施するものとする。

1 件名 会津大学創明寮清掃業務委託（エアコン分解清掃・共用スペース清掃）

2 業務箇所 会津大学創明寮
（福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合 90 番地）

3 業務実施期日

エアコン分解清掃：2020 年 9 月 1 日から 2020 年 9 月 30 日まで

共用スペース清掃：2020 年 9 月 16 日から 2020 年 9 月 30 日まで

4 業務内容（エアコン分解清掃）

（1）清掃対象（室内機型式と台数）

西棟居室

室内機型式：RAS-SV25Z（日立）

台数：44 台（1～4 階、各階 11 室 各居室に 1 台設置）

（部屋番号）

西棟 1 階：2100, 2101, 2102, 2103, 2105, 2106, 2107, 2108, 2110, 2111, 2112

西棟 2 階：2200, 2201, 2202, 2203, 2205, 2206, 2207, 2208, 2210, 2211, 2212

西棟 3 階：2300, 2301, 2302, 2303, 2305, 2306, 2307, 2308, 2310, 2311, 2312

西棟 4 階：2400, 2401, 2402, 2403, 2405, 2406, 2407, 2408, 2410, 2411, 2412

（2）清掃前作業

ア 動作確認を行い、異常、破損の有無を確認すること。

イ 吸込み、吹出し温度・風速を測定すること。

（3）養生および室内機の部品取り外し

ア 作業場所と周辺家具を養生し、室内機部品を取り外すこと。（ドレンパン含む）

イ 室内機本体および壁面を養生し、洗浄液排水受けを取り付けること。

（4）清掃作業

ア 室内機本体 薬剤による洗浄後、高圧洗浄を行うこと。

イ 室内機部品 中性洗剤による洗浄を行うこと。（汚れが著しい場合は薬剤使用）

ウ 室外機コイル 薬剤による洗浄を行うこと。

エ 清掃後は拭き上げを行うこと。

（5）部品取り付け

ア 室内機本体と部品の乾燥後、部品の取り付けを行うこと。

（6）清掃後作業

ア 動作確認を行い、異常、破損の有無を確認すること。

イ 吸込み、吹出し温度・風速を測定すること。

5 業務内容（共用スペース清掃）

別紙のとおり

6 業務内容（共通事項）

（1）業務計画

あらかじめ本学と調整の上、業務を開始する 7 日前までに、業務日程、作業体制、日別の作業箇所及び作業箇所の利用制約の有無を記載した「業務計画書」を提出す

- ること。
- (2) 清掃作業時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間とすること。
 - (3) 日次報告
業務の進捗状況を毎日報告すること。

7 成果品

業務委託完了報告書：1 部

提出期限：2020 年 9 月 30 日

※測定値（エアコン全台数分）及び作業経過を記録した写真を取り纏め、業務完了報告書として提出すること。

8 業務従事者等

- (1) 業務従事者は、清掃業務委託を行うために必要な資格、技術、知識及び経験を全て有する者とする。
- (2) 受託者は、業務を実施するに当たって総括責任者を定め、その氏名を本学に通知しなければならない。総括責任者を変更したときも同様とする。
- (3) 本学が総括責任者又は、業務従事者として不適当と認めた場合、協議によりそれらを交替させなければならない。
- (4) 労働基準法及び労働安全衛生法等関係諸法規を遵守し、業務従事者の勤務条件及び勤務環境の安全衛生を図ること。

9 業務の実施

- (1) 業務は本学との連絡を保持し行うこと。
- (2) 清掃作業中における施設（建物・工作物・器物）の損傷防止や各種事故等の発生には、十分注意して業務を行うこと。特に、清掃器具や洗剤等の選定にあたっては、部品等を破損しないようにくれぐれも留意すること。
- (3) 清掃作業中に施設（建物・工作物・器物）の損傷や各種事故等が発生・発見した場合には、直ちに本学の担当者へ報告・連絡し、本学の指示により応急処置・補修等を行うこと。
- (4) 清掃作業に専念し、必要な場所以外には立ち入らないこと。
- (5) 本学が指定した指定場所以外では、休憩してはならない。
- (6) 駐車場所については、本学の指示に従うこと。

10 その他

- (1) 作業の実施にあたり、本仕様書に基づく業務の細部については、本学の指示により行うものとする。
- (2) 業務履行上必要な器具、消耗品等は、受託者の負担とする。
- (3) 受託者の派遣する作業員の作業中の事故・施設破損は、すべて受託者の責任で処理するものとする。
- (4) その他、この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める事項に関する疑義については、必要に応じ本学と受託者が協議して定めるものとする。